



ダイバーシティ就労支援機構  
Japan Organization for Diversity Employment Support

## WORK! DIVERSITY サポートーズネットワーク e-マガジン第9号

全国的に厳しい暑さとなっています。皆様、熱中症にくれぐれもお気をつけください。  
今号では「岐阜市におけるモデル事業の実践状況」や「求職者支援制度」について識者の方に解説していただきます。また「日本財団での議員勉強会」や政府の「骨太方針」への盛り込み、「態様別ガイドライン No.2」の公開についてもご紹介します。  
皆様の日々の活動にお役立ていただければ幸いです。それでは、ご覧ください。

### 今号のトピックス

- 岐阜市における「WORK! DIVERSITY」モデル事業の実践状況（前編）
- 就労困難者のための就労支援制度（求職者支援制度）
- 「ワークダイバーシティに関する議員勉強会」第2回会合が開催されました
- 政府の「骨太方針」に WORK! DIVERSITY の推進が盛り込まれました
- 態様別就労支援ガイドライン No.2（刑務所出所者等、高齢者等ケア付き就労）を公開しました

### 岐阜市における「WORK! DIVERSITY」モデル事業の実践状況（前編）

後藤千絵（一般社団法人サステイナブル・サポート）

前号までの千葉県における実践報告に続き、本稿では岐阜市における「WORK! DIVERSITY 実証化モデル事業」の実践状況についてご報告いたします。

## ■岐阜市におけるワークダイバーシティ

岐阜市は人口40万人の中核市であり、他の地方都市同様、少子高齢化による労働人口の減少が課題となっています。そのため、現在未就労の市民に働く機会を創出しようと、ワークダイバーシティをより広義に捉え、「さまざまな働きづらさを抱えた方が、働くことを通じて幸せを実感できるよう、多様で柔軟な働き方の推進」をしています。その一環として実施しているのが「WORK! DIVERSITY 実証化モデル事業」です。

日本財団の構想を受けて岐阜市では本事業を予算化し、2022年9月より当法人がマネジメント団体として本事業を開始しました。2022年9月から2025年5月までの実績は次の通りです。

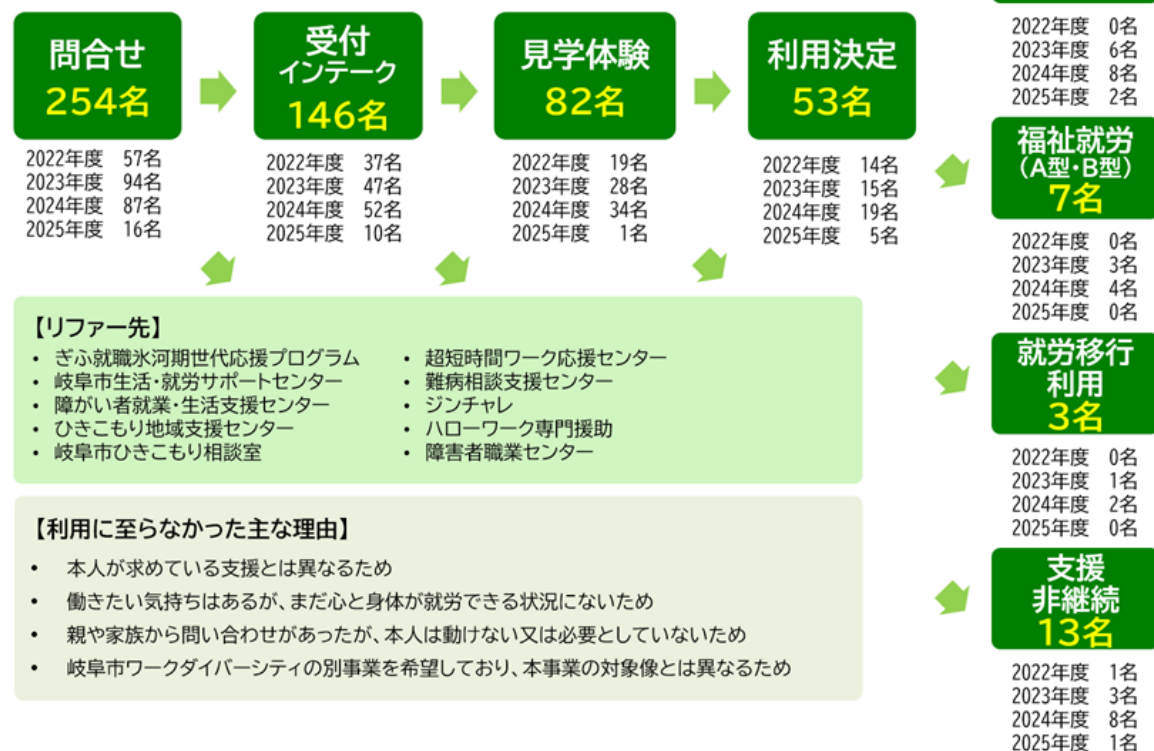
## ■これまでの実施状況（2022年9月～2025年5月末時点）

累計254件の問い合わせがあり、そのうち53名が利用に至りました。利用に至らなかった理由としては、以下のようなケースが挙げられます。

- ・ 本人の希望する支援内容とのミスマッチ：仕事のあっせんを期待していた
- ・ 家族等からの問い合わせであり、本人に就労意欲がない・支援ニーズの自覚

### これまでの実施状況の概要

■ 2022年9月から2025年5月31日までの実績を下記にまとめた。



- ・ 岐阜市が他のワークダイバーシティ支援施策として実施している、主に子育てや介護で離職した女性を対象としたショートタイムテレワークを希望していた
- ・ 岐阜市外の市民からの問い合わせもあった

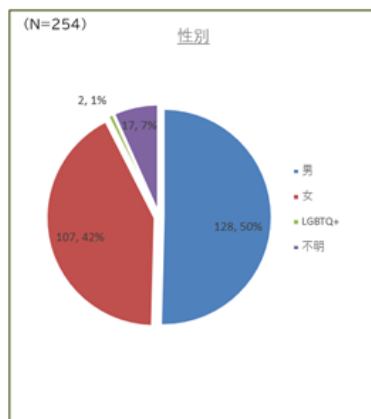
こうした場合、本人の状況を電話またはインテーク面談でヒアリングし、本人のニーズと状況に合わせて他の支援機関等にリファーを行いました。

## ◆問い合わせ者について

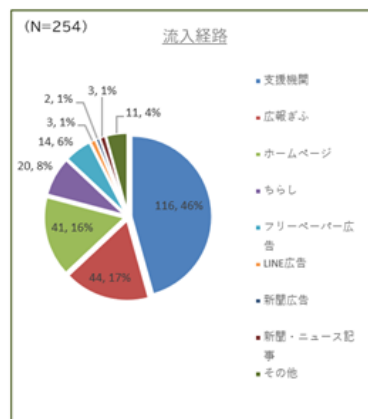
問い合わせ者の性別は男女ほぼ半々であり、LGBTQ+当事者からの問い合わせも2件ありました。流入経路を見ると、個人からの直接の問い合わせが全体の55%を占めており、広報の工夫によって、これまで支援につながりにくかった層へのアプローチが可能となっている点は、岐阜市モデル事業の特徴の一つです。相談内容としては、就業のブランクや心身の不調に関するものがやや多い傾向にあります。内容にはばらつきがあり、利用希望者が抱える「働きづらさ」の実態が多様であることがうかがえました。

## 問合せ者について

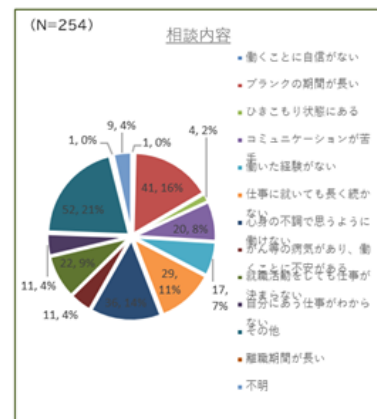
- 問合せのあった254名について、性別、働きづらさのカテゴリ、働きづらさを抱える要因についてまとめた



- 男女比は約半々
- LGBTQ+の方が2名



- 支援機関からのご案内が**45%**。残りの**55%**が個人からの問合せ
- 広報紙・公式ホームページからの流入がそれぞれ**約20%**

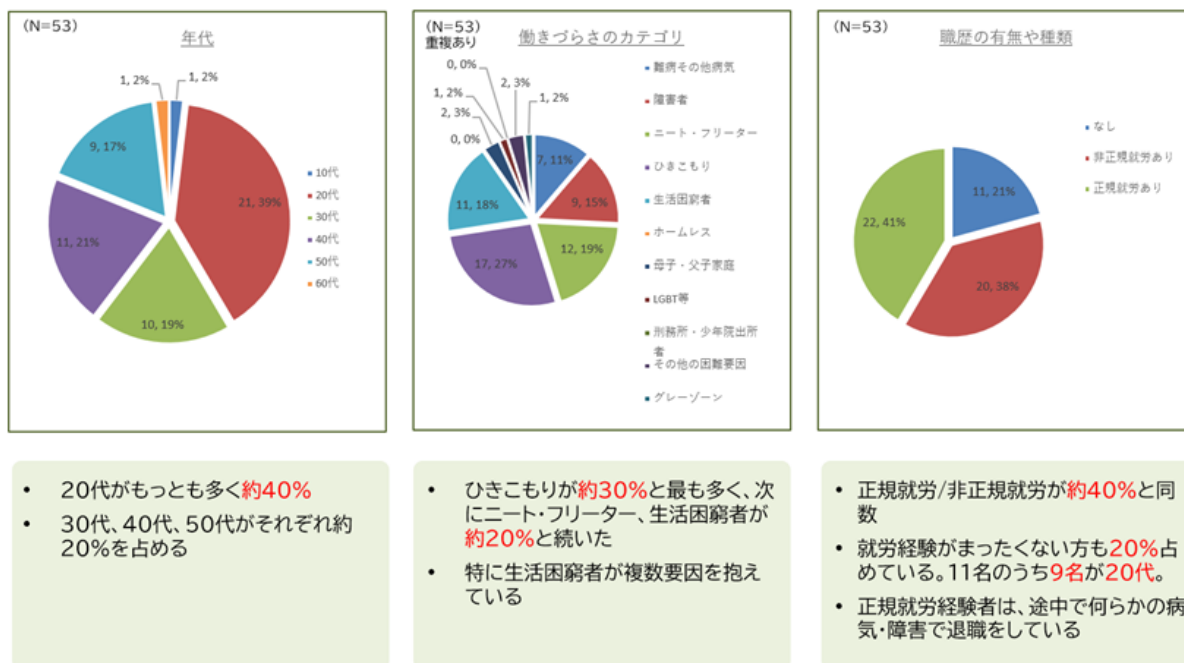


- ブランクの期間が長い16%、心身の不調で思うように働けない14% とほぼ同数
- その他21%と相談内容は多岐にわたることが推察される

## ◇利用者について

### 利用者から見える傾向について

■ これまでに本事業を利用した**53**名について、年代、働きづらさのカテゴリ、職歴について下記にまとめた



53名の利用者のうち、20代が約40%を占め、次いで30代、40代、50代がそれぞれ20%でした。

働きづらさの類型（便宜的分類）は以下のとおりです。

- ・ ひきこもり：30%
- ・ ニート・フリーター：20%
- ・ 生活困窮：20%

また、職歴に関する内訳は以下のとおりです。

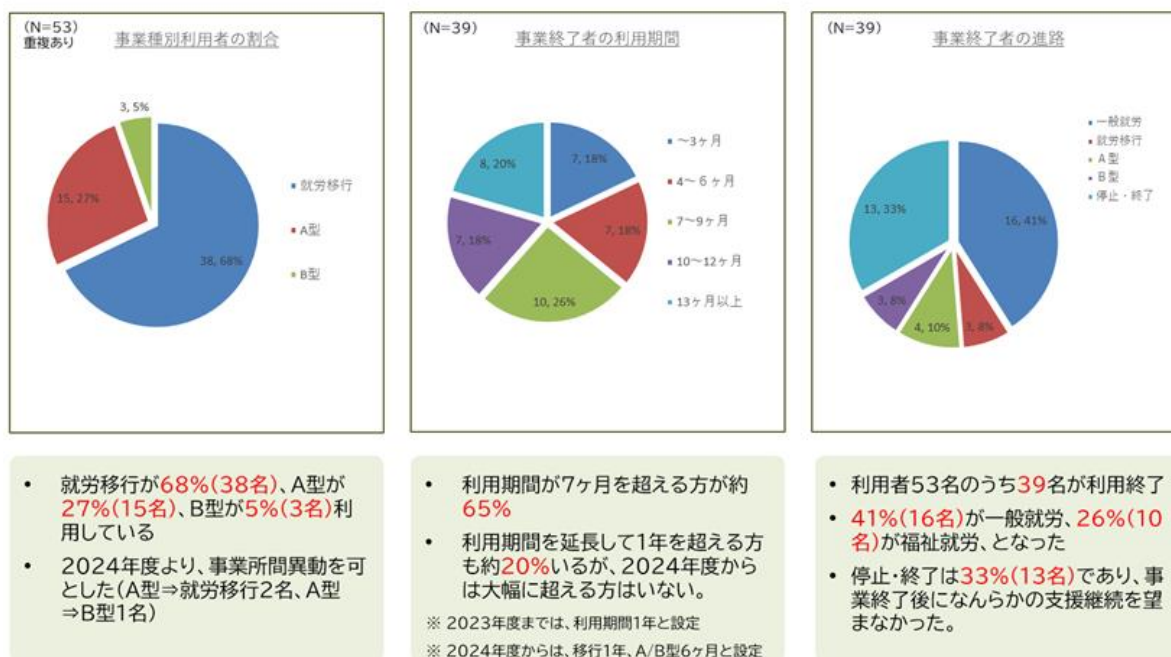
- ・ 正規就労経験あり：40%
- ・ 非正規就労経験のみ：40%
- ・ 就労経験なし：20%（※そのうち80%が20代）

特に、就労経験のない20代が一定数存在していることから、若年層における早期の支援介入の重要性が示唆されます。

## ◇利用状況と終了後の進路

### 利用者の利用状況について

■ これまでに本事業を利用した**53名**と利用を終了した**39名**について、下記にまとめた



利用者が利用したサービスの内訳は以下の通りです。

- ・ **就労移行支援：38名（68%）（特に2024年度以降は大多数が利用）**
- ・ **就労継続支援 A 型：15名（27%）**
- ・ **就労継続支援 B 型：3名（5%）**

2022年の事業開始時は利用期間を2023年3月末までと設定していましたが、2023年4月以降は最長1年間・年度末までの契約更新を可能としました。その結果、特に就労経験のない20代の若者がA型から一般就労へとステップアップする動きが生まれにくい状況が見受

けられました。この課題を踏まえ、2024年度からは、原則A型事業所の利用期間を6か月間に設定し、経済的な事情等ですぐに就職活動ができない人のみを対象として受け入れる方針に変更しました。あわせて、2024年度からはB型事業所も就労支援拠点と位置づけ、就労意欲はあっても体調が安定しない利用者に対して、生活リズムを整える機会を提供しています。

2025年5月までの利用者53名のうち、一般就労へ移行した者、受給者証を取得して福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援A型・B型）へ移行した者、



および利用を終了（停止）した者は計 39 名でした。これら 39 名が WORK! DIVERSITY 実証化モデル事業を利用した期間の内訳は以下の通りです。

- ・ **6ヶ月未満：14名（36%）**
- ・ **6～12ヶ月未満：17名（44%）**
- ・ **1年以上：8名（20%）**

その 39 名の進路は以下の通りです。

- ・ **一般就労：16名（41%）**  
※内訳:正社員 7 名、契約社員 2 名、パート・アルバイト 7 名
- ・ **受給者証を取得し福祉的就労（A 型・B 型）へ移行：7 名（18%）**
- ・ **受給者証を取得し就労移行支援を利用：3 名（8%）**
- ・ **利用終了（就職・福祉サービス利用いずれもなし）：13 名（33%）**

一般就労した者のモデル事業平均利用期間は 7.3 か月でした。また、1 年以上利用した 8 名のうち、2 名が一般就労、3 名が福祉サービス利用に転換、3 名が進路未決定のまま利用終了（停止）となりました。一般就労した 2 名はいずれもモデル事業初年度に利用開始した者であり、利用期間はそれぞれ 13 か月（パート）、14 か月（正社員）となっています。以上のことから、本事業の利用期間は 1 年が妥当ではないかと考えられます。

岐阜市では、ハローワークと連携し、予約制・担当者制の職業相談体制を整備したことにより、ハローワーク求人への応募が促進されました。また、利用者自身が本モデル事業の利用を開示して就職する事例も増えてきています。さらに、本モデル事業を経て受給者証を取得し、就労移行支援事業を利用した全員が障害を開示したうえで就職を実現しました。

（後編に続く）

## 就労困難者の就労支援のための制度・事業 （求職者支援制度の概要について）

石川裕樹（厚生労働省）

### ○はじめに

求職者支援制度が創設（平成 23 年 10 月開始）されてから、今年で 14 年目を迎えます。労働施策の中でも比較的新しい制度

のため、ご存じでない方もいらっしゃるかと思います。今回、寄稿の機会をいただきましたので、本稿では、求職者支援制度が

どのような制度なのかを皆様に知っていただく機会となりました幸いです。



### ○求職者支援制度ってどんな制度なの？

求職者支援制度は、再就職、転職、スキルアップを目指す方が、月 10 万円の生活支援のための職業訓練受講給付金（以下、「給付金」という。）（※）を受給しながら、無料の職業訓練を受講する制度です。

なお、給付金を受けずに訓練を受講することも可能となっています。

（※） 給付金には、訓練施設へ通所する場合の定期乗車券などの額を支給する「通所手当」、訓練施設へ通所するために同居の配偶者等と別居して寄宿する場合に支給する「寄宿手当」もあります。

まずは、「求職者支援制度の対象者」からみていきたいと思います。

### ○求職者支援制度はどんな人が対象なの？

雇用保険の適用がなかった離職者の方やフリーランス・自営業を廃業した方など離職している方、パートなどで在職中の方などが対象となります。

次に、「職業訓練を受講するための条件」と「給付金を受給するための条件」をみたいと思います。

### ○ 職業訓練を受講するための条件は？

まず、職業訓練を受講するには、

- ① ハローワークに求職の申し込みをしている
- ② 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でない
- ③ 労働の意思と能力がある
- ④ ハローワークで訓練受講が必要と認める時

の4つの条件があります。

### ○ 給付金を受給するための条件は？

- ① 本人収入が月 8 万円以下
- ② 世帯全体の収入が月 30 万円以下
- ③ 世帯全体の金融資産が 300 万円以下
- ④ 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- ⑤ 訓練の 8 割以上に出席している（※）

※ 病気などのやむを得ない事情による欠席の理由の場合（証明書）や育児・介護中の者や求職者支援訓練（基礎コース）の受講者は、欠席の理由を証明できなくとも2割までの欠席は可能。

- ⑥ 世帯に同時に職業訓練受講手当を受給している者がいない
- ⑦ 過去 3 年以内に偽りや不正で特定の給付金を受給していない
- ⑧ 過去 6 年以内に、職業訓練受講給付金の支給を受けていない

の8つの条件があります。

また、給付金を受給しても、訓練期間中の生活費が不足する場合には、低利で資金の融資を受けられる制度「求職者支援資金融資」を設けています。

## ○ 訓練受講～訓練受講後の流れはどうなっているの？

求職者支援制度では、ハローワークにお

いて、訓練受講者ごとの就職支援計画の作成、訓練受講中における訓練実施機関と連携した支援など、訓練開始前から訓練終了後の就職に至るまで、就職に向けた個別・伴走型できめ細やかな支援を行っていますので、訓練終了後も安心して就職活動をしていただけます。

|         | 訓練開始前                                                                                                                               | 訓練期間中                                                                                                                                                 | 訓練終了後                                                                                                                               |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 求職者     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・求職申込み</li> <li>・訓練受講の相談</li> </ul>                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・熱心な訓練受講</li> <li>・指定来所日にハローワーク来所</li> </ul>                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・就職に向けた積極的な就職活動</li> <li>・指定来所日にハローワーク来所</li> </ul>                                          |
| ハローワーク等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・就職可能性を高める訓練コースの選定</li> <li>・就職支援手書の交付（支援指示）</li> <li>・指定来所日と適切な就職活動の設定（以後、1か月ごと）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練実施施設によるキャリアコンサルティングなど就職支援（ジョブ・カードの作成支援を含む）</li> <li>・ハローワークによる職業相談</li> <li>・職業訓練受講給付金の支給（該当者のみ）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者制も含めたきめ細かな就職支援</li> <li>・ジョブ・カード（写）の提出、受講者アンケートの回収</li> <li>・ジョブ・カードを活用した就職支援</li> </ul> |

## ○ どんな訓練コースがあるの？

求職者支援訓練は、「基礎コース」と「実践コース」に分かれています。

「基礎コース」では、これまで就労経験がない方や、就労経験があってもブランクが長い方などを念頭に置いたコースで、社会人としての基礎的能力および短時間で習得できる技能などを学べる訓練で訓練期間は2か月から4か月となっています。主に「ビジネスパソコン基礎科」や「オフィスワーク基礎科」などの訓練コースがあります。

「実践コース」では、就職を希望する職種における職務遂行のための実践的な技能などを学べる訓練で、基礎コースより実践的な訓練の内容となっています。実践コースの訓練期間は2か月から6か月で、主にIT分野や営業・販売・事務分野、介護・福祉分野などの訓練コースがあります。





また、e-ラーニングコースなどオンラインで受講できるコースもあります。

### ○ 最後に

求職者支援制度は、職業訓練と就職支援がセットになっていることから、求職者支援訓練を受講された方からは、「簿記の資格

を取得でき、就職先も決まりました。面接や履歴書の作成指導のおかげで就職活動に意欲的に取り組めた」といった声などいただいております。求職者支援制度にご興味がある方は、ぜひハローワークまでお問い合わせいただけますと幸いです。

(終)

## 「ワークダイバーシティに関する議員勉強会」 第2回会合が開催されました

日本財団とダイバーシティ就労支援機構は本年3月にまとめられた「WORK! DIVERSITY(包摂的就労)の実現に向けての提言書」をもって各方面への働きかけを行っています。

本e-マガジン第7号でもお知らせしましたが、3月18日に「ワークダイバーシティに関する議員勉強会」が発足し、その場で日本財団笹川会長(現名誉会長)から勉強会代表の野田聖子議員に提言書が手交されました。

その第2回会合が5月21日に開催され、WORK! DIVERSITYの経済・財政効果や現行制度における課題等を中心に活発な議論が行われました。会議のまとめとして、今後も引き続き議論を進めるとともに、当面の取組として政府の「骨太方針」にWORK! DIVERSITYに関する件を盛り込むことを目指すことが確認されました。

文： 酒光一章((一社)ダイバーシティ就労支援機構理事)

## 政府の「骨太方針」にWORK! DIVERSITYの推進が盛り込まれました

政府の「経済財政運営と改革の基本方針」は通称「骨太方針」と呼ばれ、政府の重要課

題や、年末の予算編成の方向性を示すものです。いわば政策の重要ポイントを明ら

にするものと言え、毎年 6 月に経済財政諮問会議の答申を受け閣議決定されます。

本年の骨太方針は 6 月 13 日に「経済財政運営と改革の基本方針 2025 ～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～」（骨太方針 2025）として閣議決定されました。

骨太方針はこちらをご覧ください

→ <https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2025/decision0613.html>

この骨太方針 2025 に「すべての就労困難者に届く就労支援に取り組む」(p.8)ことが明記されました。ここで就労困難者につ

いては「生活困窮、障害、ひきこもり、疾病、刑務所出所者であること等により就労が困難な状況にある者」と注釈がつけられています。

今後骨太方針を踏まえ政府において就労困難者支援の政策の予算化がすすめられることが期待されます。

これは日本財団及び議員勉強会の働きかけの成果であり、WORK! DIVERSITY 実現に向けて一歩進んだものといえます。

文： 酒光一章 ((一社)ダイバーシティ就労支援機構理事)

## 態様別就労支援ガイドライン No.2(刑務所出所者等、高齢者等ケア付き就労)を公開しました

日本財団 WORK! DIVERSITY プロジェクトの取組の一つとして就労困難者の態様に応じた支援ガイドラインを作成しています。

すでに 2023 年度の成果として難病患者、ひきこもり、LGBTQ に関する態様別就労支援ガイドラインを作成・公表しています。

このたび第 2 弾として、刑務所出所者等、高齢者等ケア付き就労に関する態様別就労支援ガイドラインを作成しました。

現場において、多様な状況にある方々が

どのような困難を経験しているかを理解し、そうした方々が活躍できるように支援するためには、どのような支援が効果的であるのか、先行事例を整理したものです。

第 1 弾とあわせ日頃の支援にご活用ください。

ガイドライン本文はこちら

→ <https://jodes.or.jp/diversity/#d05>

文： 酒光一章 ((一社)ダイバーシティ就労支援機構理事)

## バックナンバーのお知らせ

本 e-マガジンのバックナンバーをご覧いただけるようになりました。  
下記 URL から、ぜひどうぞ。

**バックナンバーURL：**

<https://jodes.or.jp/e-magazine/>



最後までお読みいただき、ありがとうございます。  
次回以降も、皆様の気になるトピックス  
や、多彩なコンテンツをお届けできればと思っ  
ております。皆様からのご意見やご感想も下記  
メールにて募集しております。

**ダイバーシティ就労支援機構：**

[desk@jodes.or.jp](mailto:desk@jodes.or.jp)

それでは、皆様とまた誌面でお会いできるのを  
楽しみにしております。どうぞ体調に気をつけ  
てお過ごしくださいませ。

【発行】2025 年 7 月 31 日

一般社団法人ダイバーシティ就労支援機構

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 1 丁目 9-5

天翔オフィス御茶ノ水 801

（事務所を上記住所に移転いたしました）

TEL:03-5256-2250

E-mail:[desk@jodes.or.jp](mailto:desk@jodes.or.jp)

URL:<https://jodes.or.jp>